

## 喫緊の教育課題に対応するオンデマンド研修開発

各喫緊の教育課題に対応するオンデマンド研修について、「背景・趣旨」「研修内容例」を踏まえた上で作成すること。以下の課題以外で喫緊の教育課題として研修の作成が必要な場合、「【課題 12】その他の喫緊の教育課題に対応する研修」のとおり、政策や現場の現状を十分に分析した上で作成すること。

### 【課題 1】小学校教師の中学校教諭免許状等（外国語（英語））の取得

#### 1. 背景・趣旨

小学校中学年の外国語活動、高学年の外国語科が導入された学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日告示）を着実に実施するため、教師の負担を軽減しつつ、質の高い授業を行える指導体制を構築することが喫緊の課題である。このため、現職の小学校教師等を対象に、外国語活動及び外国語科（英語）の指導の充実を支援する必要がある。このような背景から、小学校教師が中学校教諭免許状等を取得できるよう免許法認定講習を開発し、実施することが必要である。

これまで、文部科学省において「教員養成機関などによる専門人材育成・確保事業」として、大学等に委託して免許法認定講習を実施してきたところであるが、開催地は限られていることから、オンデマンドで全国どこでも講習を受講できる機会の確保が必要である。

#### 2. 研修内容例

- ・ 小学校外国語の専科指導等を担当し得る専門性を有する教師を育成する中学校教諭免許状等（外国語（英語））を取得するための免許法認定講習

### 【課題 2】英語以外の外国語教育

#### 1. 背景・趣旨

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、多様な外国語を学習する機会を提供することは、言語やその背景にある文化の多様性を尊重することにつながる、と述べた上で、国に対し、英語以外の外国語（以下、「多様な外国語」という。）の教育について、領域別の目標を設定して作成するカリキュラムの研究や研修、教材開発などの取組を支援することを求めている。

小・中・高等学校の外国語教育の充実に関して、多様な外国語を学習することを通して、言語やその背景にある文化の多様性への理解を深めるため、多様な外国語の教育における領域別の目標を設定したカリキュラムの作成等に関する研修が必要である。

このため文部科学省では、事業を通じて多様な外国語の教育のガイドラインとして「フランス語の学習指針」「外国語の授業づくりの手引き」を作成しているところである。一方、当該事業で得られた知見は、全国の教師が学べるようなオンデマンド研修ではないこと、具体的な授業動画や教材などを踏まえた、より実践的な成果物の完成には至っていないことなど、一層の推進が望まれる。こうした状況を踏まえ、研修を充実する必要がある

#### ○参考

- ・グローバル化に対応した多様な外国語教育推進事業（慶應義塾大学）

<https://user.keio.ac.jp/~yamashita/gaikokugokyoten/>

#### 2. 研修内容例

- ・多様な外国語（フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、スペイン語等を想定）について、授業動画や指導資料を通して具体的な指導方法等を学べるもの 等

### 【課題3】学校における男女共同参画の推進

#### 1. 背景・趣旨

学校現場等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けられることによって、児童生徒等が自身の可能性を狭めてしまう可能性が指摘されている。児童生徒が固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、多様な選択肢の中から進路選択を行うためには、教員自身が固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付き、学校の日常において適切な教育指導を行っていく必要がある。

このため、女性活躍・男女共同参画の重点方針2023においても、児童生徒の多様な選択を可能にするためアンコンシャス・バイアスを解消するための取組を行うことが盛り込まれている。

また、理工系人材が不足する中、学部における理工農系分野の女子学生比率が低い現状を踏まえ、文部科学大臣より大学進学を考える女子生徒に対し、理系は「男性の職場」といった固定観念にとらわれず、自分自身が興味を持てる分野、得意な分野を徹底的に追求し、自らの可能性を広げてほしい旨のメッセージが出されている。（令和4年5月24日）

また、男女共同参画会議の下に設置された「計画実行・監視専門調査会」において、第5次男女共同参画基本計画の中間フォローアップの報告を行ったが、委員より、「科学技術・学術における男女共同参画の推進」の観点で、理系分野への進路選択の支援となる職業における将来の具体的な活躍イメージを持つことができるような取組の推進、児童生徒、保護者、教員を含めた意識啓発の推進をすべきといった御意見を頂戴している。

このような背景から至急研修環境を整備する必要がある。

## ○参考

- ・教育未来創造会議「第一次提言」を受けたこれからの大学について（進学者のニーズや人材需要に対応するための学部再編と理系女子学生の活躍促進について）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/mext\\_00270.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00270.html)
- ・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（P9）  
[https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2023\\_honbun.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2023_honbun.pdf)
- ・第30回 男女共同参画会議 計画実行・監視専門調査会 議事録（P3）  
[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku\\_kanshi/gijiroku/30-g.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/gijiroku/30-g.pdf)

## 2. 研修内容例

学校における男女共同参画の現状・データ（男女共同参画に関する国の方針、大学・大学院に占める女子学生の割合（専攻分野別）等）、アンコンシャス・バイアスを紹介し、いわゆる「隠れたカリキュラム」を学ぶ、教育現場の身近な場面（例えば、家庭科実習や理科実験、学校行事（体育祭）、進路指導等）における教育指導上の配慮事項等の解説やワーク等。

※受託者はジェンダーの視点を踏まえて研修を作成すること。

※女子児童生徒への配慮だけでなく、男子児童生徒への配慮（「男らしさ」を押し付けない等）についても盛り込むこと。

## ○参考

※既に国の委託事業等で作成した研修プログラム等がある。受託者はこれらを十分に参考にして研修を作成すること。

- ・「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」（国立女性教育会館）  
<https://www.nwec.go.jp/about/publish/kyoin-program.html>
- ・「学校における男女共同参画の推進（校内研修シリーズ）」（教職員支援機構）  
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>
- ・「アンコンシャス・バイアスを払拭して女子生徒の理工系進路選択を応援しよう」（内閣府）  
<https://www.youtube.com/watch?v=j97LxeLB-TQ>

**【課題4】地域の災害リスクを踏まえた学校防災・防災教育の推進**

## 1. 背景・趣旨

令和6年1月1日に発生した能登半島地震を含む過去の災害から、学校防災の課題等を整理し、それを踏まえた取組を推進することは、実践的・実効的な安全教育を進めるうえで

重要である。また、災害安全に関する取組を推進するに当たっては、地域の災害リスクを踏まえていることが重要である。

防災教育の観点を重視し、各教科や特別活動等の教育活動の中でどのように安全に関する資質・能力を育てるか、その際、家庭・地域・関係機関等とどのように連携・協働することが必要かといった視点で、実践的な防災教育・避難訓練等に関する研修を整備することが必要である。

## 2. 研修内容例

- ・能登半島地震を含む過去の災害の課題・教訓を踏まえた実践的な防災教育・避難訓練に関するもの

※防災部局等が行うライフライン確保・避難所運営の方法等に主眼を置かないよう留意し、学校の教育活動に生きる研修内容とすること・地域の災害リスクを踏まえた実践的・実効的な安全教育・安全管理に関するもの

- ・セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全計画の見直し・改善や、家庭・地域等との連携・協働による学校防災の推進に関するもの
- ・コミュニティ・スクール等を活用した地域連携型の防災教育・災害安全に関するもの
- ・デジタル技術の活用等による防災教育の手法改善に関するもの 等

## 【課題 5】特別支援教育

### 1. 背景・趣旨

特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。また、病気療養児や医療的ケア児など、障害のある子供に必要な指導は個々の教育的ニーズに応じて検討する必要がある、ICTの活用や、教師の専門性向上や、校内関係者や外部人材等との連携も重要である。

令和4年3月31日には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」において、養成、研修、採用の各段階において講ずるべき方向性に関する関係者に通知されており、令和4年8月31日には、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針が改正され、特別支援教育に関する記載の充実が図られた。また、令和5年3月13日には、「通常の学級に在籍する児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒へのより効果的な支援施策の在り方について、教育委員会等に周知したところである。

こうした動きも踏まえ、特別支援教育を担う教師（特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員等）の専門性の向上に寄与する研修を充実する必要がある。

## ○参考

- ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（令和5年3月13日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html)
- ・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月31日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00031.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html)
- ・公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正（令和4年8月31日）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01933.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01933.html)

## 2. 研修内容例

- ・障害のある子供の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に関する基礎的な知識等の解説
- ・特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員の専門性の充実に寄与するもの
- ・医療的ケア児や病気療養児等の支援に必要な知識や体制整備、具体的な実践に関するもの
- ・ICTの活用による特別支援教育の質の向上等に関するもの
- ・校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の充実にに関するもの等

**【課題6】情報教育・プログラミング教育**

## 1. 背景・趣旨

情報活用能力は、学習指導要領において、言語能力、問題発見・解決能力と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」として位置づけられている。情報活用能力育成のためには、GIGAスクール構想に基づき整備された一人一台端末の利活用の日常化の促進や、プログラミング教育の充実などに向け、研修を通じた指導力向上を図る必要がある。

## 2. 研修内容例

- ・高等学校情報科に関する内容  
「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」、専門教科情報に関する学習内容のわかりやすい解説や、体験的な学習ができるもの
- ・プログラミングに関する内容（解説動画、視聴者が自分で体験できる研修等）
  - 小学生を対象としたコンピュータによるプログラミング教育
  - 中学生を対象としたコンピュータによるプログラミング教育

- 特別支援学校をはじめとする障害のある児童生徒向けのプログラミング教育
- 中学生を対象とした技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」
- 高校生を対象としたプログラミング教育
- デジタル関連部活動等の活動で利用できるもの
- 情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等の育成のための指導に関するもの
- ・ 文部科学省が策定する「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえた、学校現場における生成 AI 等の利活用に関するもの
- ・ その他小・中・高における情報活用能力の育成に関するもの 等

## 【課題 7】学校における男女共同参画と女性活躍の推進（管理職対象）

### 1. 背景・趣旨

第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）では、改めて指導的地位への女性参画拡大の重要性が示されている。学校教育分野においては初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合は増加傾向にはあるが、政府全体として目指す 30%には届いていない状況である。また、中学校、高等学校と学校段階が上がるごとに割合は低くなっている。これは国際的にも低い水準となっている。更に、第 5 次男女共同参画基本計画では、「指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す。」としており、教育分野においても早急に取組を強化する必要がある。

このような背景には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、女性が十分に能力を発揮できない職場環境や慣行の存在が指摘されている。

多様性が確保されていない組織では時代に即した柔軟な対応や意思決定が十分になされない可能性がある。また、女性の働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場となる。このように女性管理職拡大は喫緊の課題であり、至急研修環境を整備する必要がある。

○参考：第 5 次男女共同参画基本計画（P1、P13、P111、P114）

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th-2/pdf/print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th-2/pdf/print.pdf)

## 2. 研修内容例

学校における男女共同参画の現状・データ（女性管理職拡大に向けた国の方針、女性管理職比率の現状 等）、女性管理職登用の課題（固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス、女性のキャリア形成過程における家事・育児負担の問題 等）、女性管理職のロールモデル（キャリア形成の事例）の紹介、女性が活躍できる職場環境づくりの事例紹介（学校、教育委員会）。

※受託者はジェンダーの視点を踏まえて研修を作成すること。

### 【課題 8】 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（管理職等対象）

#### 1. 背景・趣旨

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校と地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっている。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進している。

特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成 29 年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、令和 5 年 5 月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（52.3%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えている。このため、管理職を中心とした学校関係者にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の趣旨や意義、有用性等について理解を深める必要性が増している状況である。

#### 2. 研修内容例

- ・管理職を中心とした学校関係者が、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の趣旨や意義、有用性等について理解を深めることができるもの
- ・汎用的な内容となっており、特定の地域を対象とするものではなく、全国的に活用できるもの 等

### 【課題 9】 データを活用した管理職マネジメント

#### 1. 背景・趣旨

令和 4 年 8 月 31 日に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標

の策定に関する指針」が改正され、教員のみならず校長の指標も別に作成することが示された。

この中で、校長に求められる資質については、従来より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に様々なデータや学校が置かれた内外の環境に関する情報について収集・整理・分析し共有することや、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくことが求められることが示された。

特に目指すべき学校運営の方向性を示すためには、学校の状況や組織の課題を適切に把握するため、様々なデータを収集・整理・分析して教職員間や学校運営協議会で共有したり、これらの情報を踏まえて、新たに取り入れるべき知識や技能に関して、教職員間で認識を共有することが必要であり、こうした能力を身につけるための研修環境を整備する必要がある。

## 2. 研修内容例

- ・現場で実践可能な効果的なデータ収集・分析方法について学べるもの
- ・統計や調査などの既存データを活用・分析し学校の教育力向上に活かすマネジメントの実践について学べるもの 等

### 【課題 10】研修受講履歴を活用した対話と奨励（管理職対象）

#### 1. 背景・趣旨

グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっている。このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現する「新たな教師の学びの姿」として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となる。こうした新たな教師の学びを実現するため、教育公務員特例法の改正により、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成及び当該履歴を活用して学校管理職等と教員等とが資質の向上に関する指導助言等を行う仕組みが整備された。

この仕組みは令和5年4月から開始したばかりであり、現場における実績が少ないため、効果のあった事例を学べる研修を整備する必要がある。

#### 2. 研修内容例

- ・記録のみを参照して単に教員が受講したい研修を奨励するに限らず、教員本人の課題意識や学校管理職から見た教員の状況を考慮した上で奨励するなど、より良い対話と奨励を進



めるにはどのような工夫があり得るか参考にできるもの

### 【課題 11】学校における障害者雇用（管理職等対象）

#### 1. 背景・趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。）においては「すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない」（法第 37 条第 1 項）こととされている。この考えから、同法において障害者雇用率を設定し、国及び地方公共団体並びに民間事業主に対して、対象障害者の雇用を義務づけている。

令和 4 年に同法が改正され、令和 6 年 4 月より段階的に障害者雇用率が引き上げられる。今後更なる教育現場への受け入れを進める必要がある。そのため、教育現場における障害者の受け入れが進むよう、受け入れる上でどのような合理的配慮が必要か、受け入れる側の学校管理職等が学べる研修が必要である。

#### 2. 研修内容例

- ・ 障害者を学校に受け入れることになった際に、学校管理職等が各障害の特性等に関する基本的理解を行った上で、障害のある人が働きやすい環境整備の事例を学べる研修

### 【課題 12】その他の喫緊の教育課題に対応する研修

上記課題の他に、喫緊の教育課題に対応する研修に関して申請することは可能。ただし、他の教育課題と同様にエビデンスに基づき、当該課題や現場における現状を十分に分析した上で申請すること。